

埼玉県感染症指定医療機関施設・設備整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）に基づく第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の施設及び設備整備並びにSARS外来協力医療機関の設備整備に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

- (1) 法第38条第2項の規定により知事が設置する第一種感染症指定医療機関の施設及び設備整備事業
- (2) 法第60条2項の規定により、第一種感染症指定医療機関の設置者が設置する施設及び設備整備事業に要する費用に対する補助事業
- (3) 法第38条第2項の規定により知事が設置する第二種感染症指定医療機関の施設及び設備整備事業。ただし、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る。
- (4) 法第60条の規定により、第二種感染症指定医療機関の設置者が設置する施設及び設備整備事業に要する費用に対する補助事業。ただし、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る。
- (5) 「埼玉県SARS対応指針」に基づき、公的医療機関及び医療法人等の非営利法人が設置するSARS外来協力医療機関の設備整備事業
- (6) 公的医療機関及び医療法人等の非営利法人が設置するSARS外来協力医療機関のSARS患者専用の外来診療のための施設・設備整備費用

(交付の対象外費用)

第3条 この補助金は、次に掲げる施設整備に係る費用については補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用
- (2) 既存建物の買収に要する費用
- (3) その他施設整備として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金は、次の(1)から(4)の補助金ごとにより算出された額の合計額とする。ただし、事業ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 感染症指定医療機関施設整備費補助金関係

次の(ア)及び(イ)の合計額を交付額とする。

(ア) 第一種感染症指定医療機関施設整備事業

次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
|-----------------|---|
| 厚生労働大臣の認めた額とする。 | 第一種感染症指定医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計管理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（都道府県等が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第7条第1項に基づき選定し、同法第10条第1項に基づき選定事業者が整備した施設を知事が買収する事業（以下「PFI事業」という。）に限る。） |

(イ) 第二種感染症指定医療機関施設整備事業

次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

| 1. 基 準 額 | 2. 対 象 経 費 |
|---|--|
| <p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額</p> <p>(1) 新設、増設及び改築別表1の基準単価×別表2の基準面積×厚生労働大臣又は知事の認めた病床数とする。</p> <p>(2) 改造及び補修厚生労働大臣の認めた額とする。</p> | <p>第二種感染症指定医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計管理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度とする。ただし、改造及び補修を除く。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業に限る。）</p> |

(2) 感染症指定医療機関設備整備費補助金関係

次の(ア)及び(イ)の合計額を交付額とする。

(ア) 第一種感染症指定医療機関設備整備事業

次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

| 1. 基 準 額 | 2. 対 象 経 費 |
|---|--|
| <p>各施設ごとに次により算出された額の合計額</p> <p>133,000円×厚生労働大臣の認めた病床数</p> | <p>第一種感染症指定医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費</p> |

(イ) 第二種感染症指定医療機関設備整備事業

次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

| 1. 種目 | 2. 基準額 | 3. 対象経費 |
|---------|--|--|
| 初度設備費 | 各施設ごとに次により算出された額の合計額 133,000円×厚生労働大臣が認めた病床数 | 第二種感染症指定医療機関の新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費 |
| その他の設備費 | 4,320,000円×厚生労働大臣又は知事が必要と認めた病床数 | 第二種感染症指定医療機関に設置する感染症病室簡易陰圧装置を購入するために必要な備品購入費 |

(3) 公的医療機関及び医療法人等の非営利法人が設置するSARS外来協力医療機関の設備整備事業に要する費用

(ア) 次の表の1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
|----------------|--|
| 厚生労働大臣が必要と認めた額 | SARS外来協力医療機関が専用外来を行うために必要な設備を購入するための備品購入費（単価50万円未満の備品に限る。） |

(4) 公的医療機関及び医療法人等の非営利法人が設置するSARS外来協力医療機関のSARS患者専用の外来診療のための施設・設備整備費用

(ア) 次の表の1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に3欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

| 1. 基準額 | 2. 対象経費 | 3. 補助率 |
|-------------|---|--------|
| 別表3の基準単価とする | 一般患者と区分するため、SARS患者専用の外来診療のために屋外に設置するプレハブ等の新設のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計管理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。ただし、改造及び補修を除く。）並びに使用料及び賃借料 | 2分の1 |

（交付の条件）

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする

(1) 事業に要する経費の配分の変更は、次により行うものとする。

ア 施設整備事業と設備整備事業の間及び直接補助事業と間接補助事業の間での経費の配分の変更は認めない。

イ 施設整備事業に要する各区分ごとの経費の配分の変更は認めない。

ウ 設備整備事業に要する各区分ごとの経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、別紙様式1により知事の承認を受けなければならない。

（施設整備事業の場合）

ア 建物の設置場所

イ 建物の規模若しくは構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

ウ 病床数

エ 入所定員又は通所定員

（設備整備事業の場合）

ア 購入価格が単価50万円以上の品目及びその数量

イ 病床数

ウ 入所定員、通所定員又は利用定員

- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 施設整備事業の場合、当該事業年度の2月5日現在における事業遂行状況を、別紙様式2により毎年度2月15日までに知事に報告しなければならない。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械器具等については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (9) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保管にあたっては、次によらなければならない。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成し、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める機関を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし

事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める機関を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）は、別紙様式9により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除額があることが確定した場合には、当該仕入控除額を県に返還しなければならない。

(11) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(12) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。

(13) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金並びにお年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

（申請書の様式等）

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、別紙様式4によるものとし、その提出期限は毎会計年度定め、補助金の交付の申請をしようとする者に対して通知するものとする。

（変更申請手続）

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第6条に定める申請手続に従い毎年度12月末日までに行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができるものとする。

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、別紙様式5のとおりとする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該事業に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条の実績報告書の様式は、別紙様式6のとおりとし、その提出期限は事業の完了の日から起算して1月を経過した日(第5条の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度の4月1日のいずれか早い日とする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度の4月15日までに別紙様式7による年度終了実績報告書を知事に提出して行うものとする。

(確定通知書の様式)

第11条 規則第14条の確定通知書の様式は、別紙様式8のとおりとする。

(その他)

第12条 この補助事業については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和30年政令第255号)及び「厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省・労働省令第6号)の適用がある。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

この要綱は、平成16年1月14日から適用する。

この要綱は、平成21年6月9日から適用する。

この要綱は、平成26年4月28日から適用する。

この要綱は、平成27年4月9日から適用する。

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年6月7日から適用する。

この要綱は、令和4年5月17日から適用する。

別表1 基準単価表

| 鉄筋 | | ブロック | |
|---------------|---------|---------------|---------|
| 新設 (増設を含む) | 改築 | 新設 (増設を含む) | 改築 |
| 222,200 | 217,500 | 194,100 | 189,100 |

別表 2 基準面積表

| | |
|-----------|---------------------|
| 新設、増設及び改築 | 15.0 m ² |
|-----------|---------------------|

別表 3 基準単価表

| | |
|-----|-----------------|
| 新 設 | 1, 2 0 0, 0 0 0 |
|-----|-----------------|